

2026

月刊事務所だより

1

転ばぬ先の杖



ファン・エイク「ヘントの祭壇画」(1432)

☪ MENU ☪

- メイン TOPICS 「 学生向けの仕事説明会に出展させていただきました 」
- 11月の記事抜粋 「 サイバーセキュリティ対策について 」
- 裁判例 「 労使慣行にまつわる重要な判例・事例をご紹介します 」
- 事務所スタッフの近況ニュース 「 芸術の秋を楽しみました 」
- いつかは行ってみたい世界遺産 「 ウェストミンスター宮殿 (イギリス) 」

※記事内の青色の下線にはリンクを貼っております。ご興味ございましたらHPよりアクセスくださいませ

## ● メイン TOPICS 「 学生向けの仕事説明会に出展させていただきました 」

近畿大学で開催された「第9回 働きたい生徒等と企業の交流会」に出展させていただきました。  
東大阪市と八尾市に在学する中学生・高校生を対象に、約50社の企業が4時間ほど自社の仕事を説明しました。企業側の採用を目的とするのではなく、色々な職業があることを知ってもらい、学生が将来の進路を決める際の一助となるようにとの想いが込められています。

弊所は今回初めて出展したのですが、社労士の仕事を分かりやすく説明することが難しく、自社の魅力をお伝えしきれなかったことは反省点です。ただ、学生の皆さんが熱心に耳を傾けてくださり、キラキラした目で質問する姿に、出典側の企業もとても勉強になりました。

主催された皆様、運営の皆様、参加企業の皆様、そして学生の皆様に感謝です。ありがとうございました。また来年も出展させていただければと思います。



皆さん熱心に聞いてくれて嬉しかったです！！  
結構リアルな質問が多く回答に困る場面も。。  
例) 収入はどのくらい？  
仕事で嫌なことは？  
将来のことをしっかり考えている学生さんもいて、驚きました☆彡



## 11月の記事抜粋 「サイバーセキュリティ対策について」

	脅威	10大脅威選出回数
1	ランサムウェアによる被害	10年連続10回目
2	サプライチェーンや委託先を狙った攻撃	7年連続7回目
3	システムの脆弱性を突いた攻撃	5年連続8回目
4	内部不正による情報漏えい等	10年連続10回目
5	機密情報等を狙った標的型攻撃	10年連続10回目
6	リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃	5年連続5回目
7	地政学的リスクに起因するサイバー攻撃	初選出
8	分散型サービス妨害攻撃（DDoS攻撃）	5年ぶり6回目
9	ビジネスメール詐欺	8年連続8回目
10	不注意による情報漏えい等	7年連続8回目

ランサムウェアによる攻撃で、アスクルやアサヒビールといった大企業までもが、被害を受けています。原則的に100%の防御は不可能ですので、いかに迅速に復旧できるかが重要になってきます。

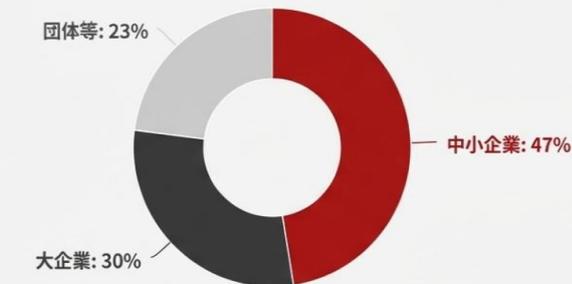
### 主な対策7選

- 1：基本の徹底      5：サプライチェーン対策  
 2：多層防御      6：インシデント対応対策  
 3：バックアップ      7：サイバー保険の活用  
 4：人への教育

※詳細は該当記事へ

[サイバーセキュリティ対策について Vol:2](#)

## 「うちは小さいから」は通用しない。中小企業こそ、攻撃者の格好の標的。



国内のサイバー攻撃被害組織のうち、最も多いのは中小企業。

出典：JNSAインシデント損害調査レポートより（AIG損害保険株式会社「サイバー対策セミナー」資料を基に作成）

### なぜ中小企業が狙われるのか？

🔗 サプライチェーンの弱点として：大企業への侵入の足がかりにされる。

🛡️ セキュリティ対策が手薄と見なされがち：攻撃者にとって「攻めやすい」ターゲットになる。

独立行政法人 IPA（情報処理推進機構）では、無料で様々な情報やツールが提供されています。是非一度サイトをご覧くださいませ！

[IPAホームページ](#)



攻撃者は企業の規模を選びません。むしろ、中小企業を積極的に狙っています。

## 裁判例 「労使慣行にまつわる重要な判例・事例をご紹介します」

### 労使慣行とは

労働関係では、労働条件、職場規律、組合活動などについて就業規則、労働協約などの成文の規範に基づかない集团的(一般的)な取扱い(処理の方法)が長い間反復・継続して行われ、それが使用者と労働者の双方に対して事実上の行為準則として機能することがある。このような労使間の事実上のルールのことをいう。

出典：厚生労働省「[団体交渉における労使慣行の遵守](#)」

### 民法92条

法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。

慣習として法的拘束力が認められるには

- ①相当長期間、相当回数にわたり反復継続している
- ②労使双方が明示的にこれ（慣習）によることを排除・排斥していない
- ③労使双方の規範意識によって支えられている・定着している等のことが求められる

### 商大八戸ノ里ドライビングスクール事件 大阪地判平6・9・30

使用者と労働者との間での労働条件に関する労使慣行の取扱いの効力が争われた。具体的には、休日出勤手当と能率手当の慣習による支給が廃止されたことに対して納得せず従来通りの手当を求めた。

## ● 事務所スタッフの近況ニュース 「芸術の秋を楽しみました」

- ・表面の名画と裏面の世界遺産の写真ですが、商用利用可能の商材を購入して使用しております。
- ・事務所だよりもおかげさまで、21回目の発行になりました。先日、仕事の合間に大阪府堺市にある堺アルフォンス・ミュシャ館に「ミュシャと夢二」展覧会に行ってきました。西洋絵画も素敵ですが竹久夢二先生の日本画も美しく、目の保養になりました。早速、日本画の商用利用可の商材を購入しましたので、来年の事務所だよりには日本画も登場いたします。楽しみにしてください。

## ● いつかは行ってみたい世界遺産 「ウェストミンスター宮殿（イギリス）」



- ・世界遺産登録：1987年、分類：文化遺産 正式には「ウェストミンスター宮殿、ウェストミンスター大寺院及び聖マーガレット教会」での登録になります。ウェストミンスター宮殿は議会制民主主義誕生の舞台となった国会議事堂であり、併設のビッグベンはロンドン観光の名所でもあります。ウェストミンスター大寺院はイギリス国王の戴冠式や近年ではエリザベス女王の国葬で使用されたのも記憶に新しく、聖マーガレット教会は上流階級の結婚式で使用されることも多い歴史のある建物です。日本からロンドンまでは約12時間、ヒースロー空港からウェストミンスター宮殿まで車で約30分。



保険・FPへのご相談は

株式会社  
ほけん 夢工房

〒577-0013 東大阪市長田中1-4-35 ステーションコート長田 606



06-6720-8225 (FAX:8226)



info@h-yumekobo.co.jp



https://h-yumekobo.co.jp



社会保険労務士へのご相談は



Dreamin'  
社労士事務所



認証番号：1602612



06-6616-8150



info@dreamin-sr.com



https://dreamin-sr.com



セキュリティ対策自己宣言